

三重県水源地域の保全に関する条例により指定する森林

水源地域とは（土地取引の事前届出が必要な地域）

民有林のうち、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るため保全する必要がある地域として知事が指定します。具体的には、水源涵養機能の高いとされる森林を含む大字単位で指定します。

愛田、阿保、青山羽根、伊勢路、猪田、老川、奥鹿野、奥馬野、柏尾、勝地、上阿波、川上、川北、川西、北山、霧生、甲野、腰山、小杉、坂下、島ヶ原、下阿波、下川原、下柘植、下友田、摺見、諏訪、高尾、高山、瀧、種生、柘植町、富永、中友田、中馬野、中村、西高倉、西山、野村、東高倉、一ツ家、平田、広瀬、福川、別府、鳳凰寺、槇山、猿野、丸柱、真泥、妙楽地、森寺、諸木、山畑、予野

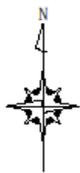
ただし、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林に限る。

特定水源地域とは（水源地域の保全上、重要な位置づけとなる地域）

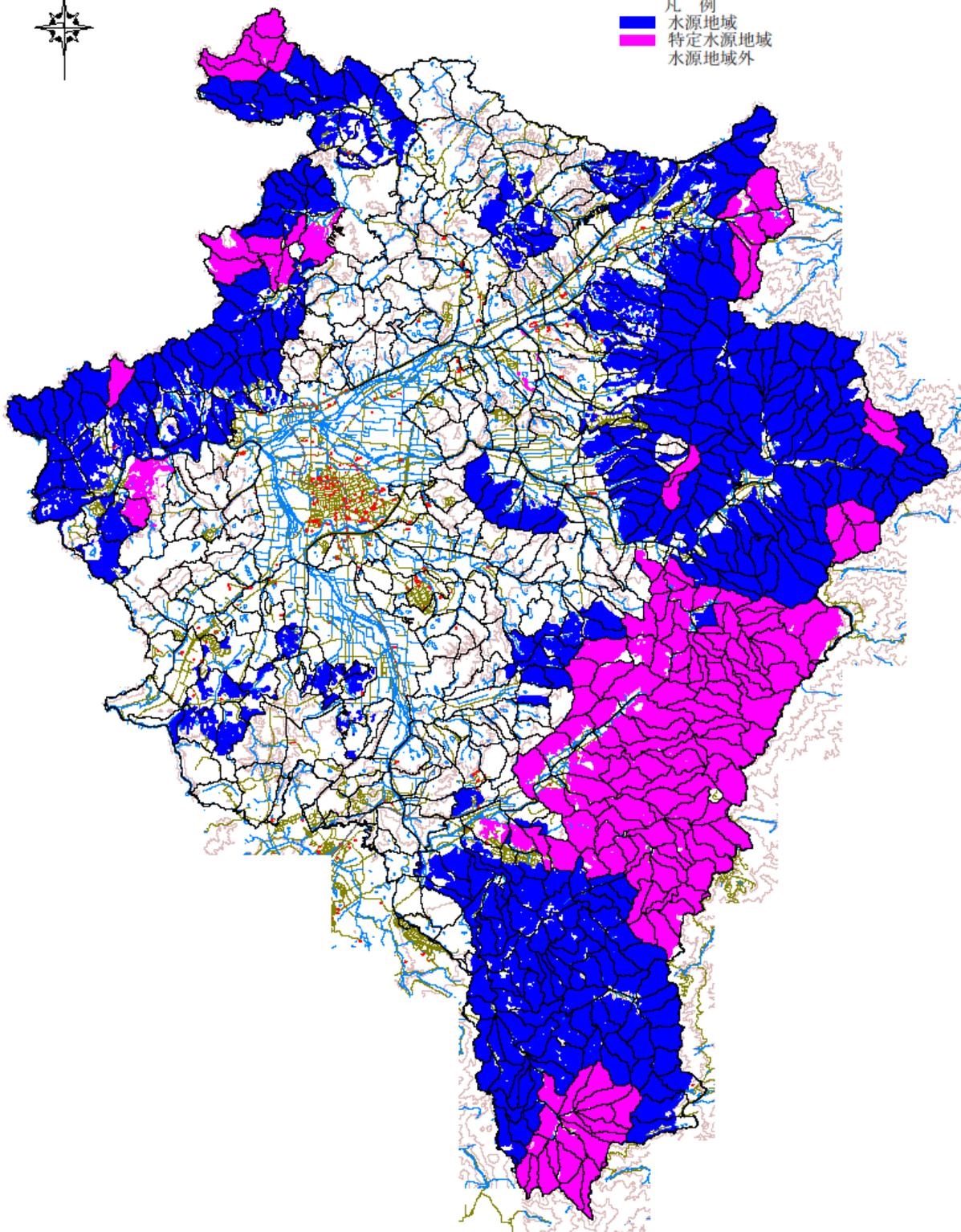
水源地域の中でも特に重要な地域として、水道の水源となっているダムの上流や簡易水道の水源等を指定します。特定水源地域においては、森林法に基づく保安林指定の推進や市町、森林組合等による森林の公的な管理を促進します。

市町名	指定する地域（県が定めた森林計画図に基づく林班）
伊賀市	1028、1101、1102、1103、1104、1105、1131、2015、2016、2018、2019、2021、2022、2055、2060、3001、3002、3020、4021、4022、4033、4034、4035、4036、4037、5021、5072、5073、5083、5084、5085、5086、5108、5115、5116、5117、5118、5119、5120、5121、5122、5123、5124、5125、5126、5127、5128、5129、5130、5131、5133、5134、5135、5136、5137、5138、5139、5140、5141、5142、5143、5144、5145、5146、5147、5148、5149、5150、5151、5152、5153、5154、5155、5156、6001、6002、6003、6004、6005、6006、6007、6008、6009、6010、6011、6012、6013、6014、6015、6016、6017、6018、6019、6020、6021、6022、6023、6024、6025、6026、6027、6028、6029、6030、6031、6032、6033、6034、6035、6036、6037、6038、6039、6040、6041、6042、6043、6044、6045、6046、6047、6048、6049、6050、6051、6052、6087、6088、6089、6092、6093、6094、6095、6096、6097、6117、6118、6119、6120、6121、6122、6123、6125、6126、6127、6128、6129、6130、6131、6132、6133、6134、6135、6136、6167、6168、6169、6172

伊賀市 水源地域及び特定水源地域指定図



- 凡 例
- 水源地域
 - 特定水源地域
 - 水源地域外



1 : 110,000 5km